

令和2年6月10日

本科第4学年・第5学年
及び専攻科生及び保護者の皆様へ

広島商船高等専門学校
学生課 学生係

日本学生支援機構 緊急特別無利子貸与型奨学金の募集について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響が顕著となってきています。

日本学生支援機構では、すでに「給付型奨学金・貸与型奨学金の緊急採用」「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が実施されていますが、更なる支援策として、「緊急特別無利子貸与型奨学金」が実施されることになりました。

この奨学金は、経済的理由で修学が困難である学生について、令和3年3月まで特別の貸与（無利子）が行われるものです。

希望される方は、書類配付期限までに、学生係までにお問い合わせください。

1. 対象者 全学科第4学年・第5学年・専攻科生
2. 貸与期間 貸与始期 令和2年4月～9月から選択
貸与終期 令和3年3月
3. 支給額 2万円～12万円（1万円単位で選択）
4. 申請要件 以下の全ての基準に該当すること
 - ①第二種奨学金の基準を満たしていること※1
 - ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
 - ③家庭から多額の仕送りを受けていないこと
 - ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
 - ⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと
- ※1【参考】第2種奨学金の基準
学業基準は以下を満たすこと。家計基準は日本学生支援機構で判定。
 - ・ 学習成績が本人の属する学科において平均水準以上の者
 - ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有する者
 - ・ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある者
5. 配付期限 令和2年6月26日（金）

6. 推薦枠 若干名

7. 提出書類
- (1) [貸与奨学金] 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書〈提出用〉
 - (2) 生計維持者の所得に係る証明書（課税証明書など）※²
 - (3) アルバイト収入減の証明書※³

※² 共働き世帯の場合は両親共に提出必要。

2018年1月2日以降に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合には、家計急変後の給与明細（直近3ヶ月分）を提出。

※³ 学生支援緊急給付金の申請の際に提出している場合は提出不要。

7. 提出期限 令和2年7月3日（金）【郵送必着】

<提出・問い合わせ先>

〒725 - 0231

広島県豊田郡大崎上島町東野4272 - 1

広島商船高等専門学校 学生課学生係

TEL 0846 - 67 - 3023

FAX 0846 - 67 - 3029